最高の号俸の給料月額を超える警察職員についてのこの条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例第13条第２項の規定の適用については、平成23年３月31日までの間は、同項中「警察職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額」とあるのは、「警察職員の給料月額と長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）附則第９項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（実施規定）

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4　長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「（警察職員給与条例第13条第２項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

警　務　課

規　則

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事　村　井　　仁

長野県規則第57号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第２の14の(2)のアの(ｳ)中「療養病床の設置及び療養病床の病床数」を「病床の設置並びに病床数及び病床の種別」に改める。

別表第８の１の(3)のオを同カとし、同エを同オとし、同ウを同エとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ　認定こども園に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の14の(2)のアの(ｳ)の改正規定は、平成19年１月１日から施行する。

行政改革推進課

勤労者福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事　村　井　　仁

長野県規則第58号

勤労者福祉施設規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設規則（昭和42年長野県規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「長野福祉センター以外の」及び「（以下「指定管理者管理福祉施設」という。）」を削り、同項を同条第１項とし、同条第３項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に改め、同項を同条第２項とする。

第３条の見出しを「（利用許可書等の交付）」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に、「前条第３項各号」を「前条第２項各号」に改め、同項を同条とする。

第４条の見出しを「（利用の変更又は取消し）」に改め、同条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に、「前条第２項」を「前条」に改め、同項を同条第１項とし、同条第４項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に、「前条第２項」を「前条」に改め、同項を同条第２項とする。

第５条を削る。

第６条中「よる使用又は」を「よる」に改め、同条第３号中「使用又は」及び「使用し、又は」を削り、同条第８号中「、知事が定める事項（指定管理者管理福祉施設にあつては、」を削り、「事項）」を「事項」に改め、同条を第５条とする。

第７条中「使用又は」、「、知事（指定管理者管理福祉施設にあつては、」及び「。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「知事の」を「指定管理者の」に改め、同条を第６条とする。

第８条の見出しを「(利用後の処理)」に改め、同条中「使用又は」及び「使用し、又は」を削り、「、知事」を「指定管理者」に改め、同条を第７条とする。

第９条第１項中「様式第５号」を「別記様式」に改め、同条を第８条とする。

第10条第１項を削り、同条第２項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に改め、同項第１号中「佐久勤労者福祉センター」を「長野県佐久勤労者福祉センター」に改め、同項を同条とし、同条を第９条とする。

第11条の見出しを「(利用時間)」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「指定管理者管理福祉施設」を「福祉施設」に改め、同項を同条とし、同条を第10条とする。

第12条の見出しを「(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)」に改め、同条第１項を削り、同条第２項第１号中「第６条」を「第５条」に改め、同項を同条とし、同条を第11条とし、同条の次に次の１条を加える。

（利用料金の納付方法）

第12条　福祉施設の利用料金（条例第10条第３号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、第３条の利用許可書又は利用券が交付されるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者は、第２条各号に掲げる施設を専用しないで利用しようとする場合又は条例別表の４に規定する備品等を利用しようとする場合にあつては、利用の際に利用料金を納付させることができる。

2　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、国又は地方公共団体が福祉施設を利用する場合にあつては、当該利用が終わつた後に利用料金を納付させることができる。

第13条の見出しを「(野球場等の利用料金)」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「別表第２の４」を「別表の４」に、「別表第３」を「別表第２」に、「別表第２の５」を「別表の５」に、「別表第４」を「別表第３」に、「別表第２の６」を「別表の６」に、「別表第５」を「別表第４」に改め、同項を同条とする。

第14条を削る。

第15条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第１項中「第14条第１項第３号」を「第14条第３号」に、「知事」を「指定管理者」に、「認めた場合」を「認め、かつ、知事の承認を受けた場合であること」に改め、同条第２項中「第14条第１項の規定による使用料の減免の額は、条例別表第１に掲げる使用料」を「第14条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金」に改め、同条第３項から第５項までを削り、同条第６項中「第14条第２項」を「第14条」に改め、同項を同条第３項とし、同条を第14条とする。

第16条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条第１項から第４項までを削り、同条第５項中「第15条第２項第２号」を「第15条第２号」に改め、同項を同条第１項とし、同条第６項中「第15条第２項第３号」を「第15条第３号」に改め、同項を同条第２項とし、同条第７項中「第15条第２項ただし書」を「第15条ただし書」に改め、同項第１号中「第15条第２項第１号」を「第15条第１号」に改め、同項第２号中「第15条第２項第２号」を「第15条第２号」に改め、同項第３号中「第15条第２項第３号」を「第15条第３号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「第15条第２項ただし書」を「第15条ただし書」に改め、同項を同条第４項とし、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

別表第１中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

別表第２を削る。

別表第３を別表第２とし、別表第４を別表第３とし、別表第５の１のマージャン（１卓）の項及び２の競技用コースロープの項を削り、同表の４中「別表第２の１の(1)」を「別表の１の(1)」に改め、同表を別表第４とする。

様式第１号から様式第４号までを削る。

様式第５号中「(第９条関係)」を「(第８条関係)」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第６号及び様式第７号を削る。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（労働福祉課）

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県知事　村　井　　仁

長野県規則第59号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則（昭和39年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「336人」を「338人」に改める。

附　則

この規則は、平成19年１月４日から施行する。

（県立病院課）

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則をここに交付します。

平成18年12月28日

長野県知事　村　井　　仁

長野県規則第60号

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則（平成４年長野県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

2　前項の利用券は、１回券、半日券及び１日券の３種とする。

第４条中「前条」を「前条第１項」に改める。

第11条中「第３条」を「第３条第１項」に改める。

第13条第２項第１号のア中「入場料を徴収しないで、かつ、営業を目的としないで」を「県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する児童又は生徒が」に改める。

別表中

「

入場料を徴収してジャンプ競技に専用する場合	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	円 20,000

」

を

「

ジャンプ競技に専用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	円 10,000
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	20,000

」

に改める。

附　則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

スポーツ課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月28日

長野県人事委員会委員長　市　村　次　夫

長野県人事委員会規則第28号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「この項及び附則第7項において」を削り、「10月1日」を「11月1日」に、「8月1日」を「10月1日」に改め、附則第5項中「この項において」を削り、附則第7項中「もの」と、」の次に「同項第1号中「5号俸以上」とあるのは「4号俸以上」と、」を加え、附則第10項中「及び学校職員改正条例附則第12項」、「、定時制通信教育手当、産業教育手当又は教職調整額」及び「又は学校職員改正条例附則第9項から附則第11項まで」を削り、同項を附則第13項とし、附則第9項中「100分の11」を「100分の12」に改め、同項を附則第12項とし、附則第8項第1号中「100分の13」を「100分の14」に改め、同項第2号中「100分の11」を「100分の12」に改め、同項第3号中「100分の0.5」を「100分の1」に改め、同項を附則第11項とし、附則第7項の次に次の3項を加える。

（平成20年1月1日における職員の昇給の号俸数の特例）

8　平成20年1月1日において、職員を職員の給与に関する規則第28条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、同条の規定にかかわらず、同規則第26条の規定による勤務成績の実証に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数（人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める号俸数）とする。この場合において、高齢層職員で第3号に掲げる職員に該当するもの及び第3号に掲げる職員（高齢層職員を除く。）で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

(1)　勤務成績が特に良好である職員　5号俸以上（高齢層職員にあっては、2号俸以上）

(2)　勤務成績が良好である職員　3号俸（高齢層職員にあっては、1号俸）

(3)　勤務成績が良好であると認められない職員　2号俸以下

9　平成19年1月1日後に新たに職員となったもの又は同日後に職員の給与に関する規則第21条第3項、第24条第3項若しくは第32条の規定により号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零になる職員は、昇給しない。

10　特定職員に対する附則第8項各号の規定の適用については、同項第1号中「5号俸以上」とあるのは「4号俸以上」と、同項第2号中「3号俸」とあるのは「2号俸」と、同項第3号中「2号俸以下」とあるのは「1号俸」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、附則第8項の改正規定、附則第9項の改正規定及び附則第10項の改正規定並びに次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2　特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「は「100分の2.5」を「は「100分の3」に、「100分の1.5」を「100分の2」に改める。

人事委員会事務局